

## 経営事項審査の審査基準が改正されたことに伴う平成23・24年度の競争参加資格の取扱いについて

平成 23 年 3 月  
農林水産省中国四国農政局

経営事項審査の審査基準が改正され、平成 23 年 4 月 1 日から適用されることに伴う、平成 23・24 年度を有効期間とする農林水産省中国四国農政局発注の建設工事についての契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格（以下「競争参加資格」という。）の取扱いを以下のとおり定めたのでお知らせします。

### 1 経営事項審査の審査基準が改正されたことに伴う随時の資格審査の申請時に使用する経営事項審査の総合評定値通知書について

#### (1) 改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき随時の資格審査の申請を行うことができるのは、平成23年8月31日までとなります。

- ① 申請時に使用する経営事項審査の総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 21 条の 4 に規定する経営事項審査の総合評定値通知書をいう。以下同じ。）は、経営事項審査の審査基準日（告示（平成 20 年国土交通省告示第 85 号をいう。以下同じ。）第 1 第 1 号の 2 に規定する審査基準日をいう。以下同じ。）が申請をする日の 1 年 7 月前の日以後のものうち最新のものでなければなりません。
- ② 平成 23 年 3 月 31 日までに申請を行う場合は、最新の総合評定値通知書であり建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成 22 年国土交通省告示第 1175 号）による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書により申請を行って下さい。
- ③ 平成 23 年 4 月 1 日から平成 23 年 8 月 31 日までに申請を行う場合は、最新の総合評定値通知書であれば建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成 22 年国土交通省告示第 1175 号）による改正前又は改正後のどちらの審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を使用することも可能です。
- ④ 平成 23 年 9 月 1 日以降に申請を行う場合は、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき申請することが必要です。

#### (2) 経常建設共同企業体にあつては、その構成員全てが、特例計算を希望する事業協同組合にあつては、当該事業協同組合及び審査対象者全てが、改正前又は改正後のいずれかに統一された審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき申請することが必要です。

- ① 申請時に使用する経営事項審査の総合評定値通知書は、添付を要する者の全てについて、申請をする日の 1 年 7 月前の日以後のものうち最新のものでなければなりません。

- ② また、平成 23 年 8 月 31 日までに申請をする場合は、経常建設共同企業体にあつては、その構成員全てが、事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第 3 条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の総合審査数値の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合にあつては、当該事業協同組合及び審査対象者全てが、改正前又は改正後のいずれかに統一された審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき申請することが必要です。（平成 23 年 9 月 1 日以降に申請を行う場合は、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に統一して申請することが必要です。）

## 2 経営事項審査の審査基準が改正されたことに伴う競争参加資格の再認定について

### (1) 再認定の申請ができる者

改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき、平成 23・24 年度の競争参加資格の認定又は決定を受けている者のうち、改正後の審査基準による経営事項審査を受けた者は、希望により当該改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき平成 23・24 年度の競争参加資格の再認定の申請を行うことができます。

ただし、経常建設共同企業体にあつては、その構成員全てが、事業協同組合の総合審査数値の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合にあつては、当該事業協同組合及び審査対象者全てが、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づいて申請することが必要です。

### (2) 再認定のスケジュール

平成 23 年 4 月 1 日から随時、受け付けを行います。

平成 23 年 9 月 30 日までの受付分については、2 回に分けて一括して競争参加資格の再認定を行い、その後の受付分については随時、再認定を行う予定です。

受付日	認定日（予定）
平成 23 年 4 月 1 日～平成 23 年 6 月 30 日	平成 23 年 8 月中
平成 23 年 7 月 1 日～平成 23 年 9 月 30 日	平成 23 年 11 月中
平成 23 年 10 月 1 日以降	随 時

### (3) 再認定に係る資格審査申請書及び添付書類

- ① 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書（建設工事）（様式 1 - 1）及び（様式 1 - 2）
- ② 営業所一覧表（様式 2）（変更がある場合のみ）
- ③ 業態調書（様式 3）
- ④ 経営事項審査の総合評定値通知書の写し（ただし、改正後の審査基準による経営事項審査のものに限る。）
- ⑤ 共同企業体等調書（様式 4）（経常建設共同企業体及び特例計算を希望する事業

協同組合が申請をする場合)

⑥ 委任状（代理申請をする場合）

※ 再認定の申請に係る経営事項審査の審査基準日が、改正前の審査基準による認定に係る経営事項審査の審査基準日と同一である場合においては、①（様式1-1）、②、③、④、⑤及び⑥を提出。

**（４） その他再認定の申請に関する留意事項**

- ① 競争参加資格の再認定の申請は、認定を受けている全工種一括で行う必要があります。再認定の申請は、一部の工種のみを選択して行うことはできません。農林水産省中国四国農政局から受けている全ての認定資格について再認定を申請していただきます。
- ② 改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき、競争参加資格の認定を受けている者が、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき希望工種の追加を申請する場合には、当該申請に併せて、すでに受けている全ての認定資格についても改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき再認定を申請していただきます。
- ③ 工事の入札手続きに参加をしている者で、すでに競争参加資格の確認又は指名通知を受けている場合であっても、当該入札案件の開札日までの間に再認定を受けた結果、等級が変わり入札参加条件を満たさなくなったときは当該入札に参加する資格を失います。

**3 随時の申請及び再認定の申請における共通事項**

**（１）再認定に係る資格審査申請書及び添付書類**

申請については、以下に掲げる窓口において申請を受け付けます。

なお、提出方法は文書持参方式又は文書郵送方式のいずれかになります。

受付場所：〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1-4-1

農林水産省中国四国農政局整備部設計課経理係

電話 086-224-4511（内線2620）

**（２）申請書類及び提出要領申請書作成の手引きの入手**

申請書作成の手引き並びに申請書等の様式については、農林水産省中国四国農政局のホームページから入手してください。

ホームページアドレスは、以下のとおりです。

<http://nnppl.nn-net.go.jp/guide.html>